

令和7年度 第3回
八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会
会議録(公開)

開催日 令和7年度(2025年度)2月20日(金) 14:30~15:45
開催場所 八王子市役所議会棟4階 第3、第4委員会室

■出席者氏名

【委員】

鈴木聡、高野久美子、内藤裕子、大塚和樹、坂口祐哉、後藤貴弓、三好友海、宮下久美子、安田尚民、白石貴志

【事務局】

松土学校教育部長、上野指導担当部長、古川教育指導課長、狩野統括指導主事、志村統括指導主事、上田指導主事、安東指導主事、横倉指導主事、波多野指導主事、上床指導主事、海津教育指導課主査（計 11 名）

■欠席者氏名

【委員】

岩垂喜貴、塩月栄作、金村真爾

■次第

1 開会

2 議題

(1) 「いじめの防止と発生した場合の対処 Q & A」及び「いじめ対応ハンドブック」について

(2) 令和 7 年度における各団体によるいじめ防止対策の取組について

(3) いじめ防止対策推進法第 28 条における調査について

(4) その他

3 閉会

■公開・非公開

公開。ただし、(3) は非公開。

■傍聴人数

0 人

■配布資料名

・次第

・ビートレインズピンクシャツデーチラシ

【古川課長】

会議の開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。次第、ビートレインズピンクシャツデーこちらのチラシ、以上 2 点となっております。お手元に資料等ない方ございましたら、お申し出いただければと思います。次にもう 1 点、本日もこの会議ではマイクを使用いたしますので、ご発言の際は挙手の上、委員長のご指名を受けましたら、マイクの先の緑のランプが点灯してからご発言をお願いいたします。それでは委員長、お願いいたします。

【鈴木委員長】

では、定刻になりましたので始めたいと思います。これより、令和 7 年度第 3 回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催いたします。本日 4 名の委員より、欠席される旨の連絡をいただいております。現在の出席委員は 9 名でございますので、委員会は有効に成立しております。

改めまして本日はご多用のところ、ご出席いただきましてどうもありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、次第に沿って進行させていただきます。まず本日の案件のうち、次第の 2 議題、3「いじめ防止対策推進法第 28 条における調査について」は、個人情報を含む案件のため、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議ないものと認めます。それでは議事を進行いたします。議題 1「『いじめの防止と発生した場合の対処 Q&A』及び『いじめ対応ハンドブック』について」です。それでは事務局より報告をお願いいたします。

【狩野統括指導主事】

「令和 7 年度『いじめの防止と発生した場合の対処 Q&A』及び『いじめ対応ハンドブック』について」報告をさせていただきます。詳細につきましては、上床指導主事より説明いたします。

【上床指導主事】

それでは、2 つの資料について、スライドを用いてご説明いたします。

前方の画面をご覧ください。本市では、すべての市立小、中、義務教育学校がいじめ問題の未然防止、早期発見及び早期対応ができるようにするために、「いじめの防止と発生した場合の対処 Q&A」を令和 4 年 3 月に作成し、このたび改定しました。また、「いじめ対応ハンドブック」も合わせて作成いたしました。本日はその改定点や主要な点についてご説明いたします。

文部科学省において、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが改訂されたことを受け、本市のいじめの重大事態調査等に関する資料である、「いじめの防止

と発生した場合の対処 Q&A」を改定いたしました。本市のスクールロイヤーとともに検討及び見直しを行い、学校がより効果的に法に基づいた、いじめの対応を確実に行うことができるようにいたしました。なお、「いじめ対応ハンドブック」作成についても、目的を同じとしております。

主な改定ポイントとして、「未然防止の強化」、「調査報告書の明記」、「利便性の向上」、「様式の充実」を図りました。

まず「未然防止の強化」についてです。重大事態の発生を防ぐために、日頃から取り組むべき対策を新たに追加しました。早期発見、早期対応の重要性を踏まえ、具体的な予防策と準備事項を詳しく解説しています。例えば、105 ページには、いじめの重大事態が生じている場合で、かつ、これらがいじめにより生じたと疑われる場合、つまり、疑いがあった時点で調査実施に向けて動き出さなければならない旨を強調しております。

次に、「調査報告書の明記」についてです。重大事態調査における調査報告書については、文部科学省から具体的な標準記載項目が明示されました。例えば、調査を踏まえて、学校及び学校の設置者に対する再発防止策の提言を行うことなどを記載しています。

次に、「利便性の向上」についてです。目次の青字箇所をクリックすると、該当ページにジャンプできるようにしたため、情報検索の効率が向上しております。必要なページに即座に移動できることで時間短縮ができるようになっております。

最後に「様式の充実」についてです。学校いじめ対策委員会の実効性を高めるため、議事録と各種様式の改定を行いました。特に事実一覧については、いじめの認知件数、いじめの解消が自動で反映され、可視化できるようになったこと、また、情報をコピー&ペーストすることで認知等報告書など各様式に自動で反映できます。なお、「いじめの防止と発生した場合の対処 Q&A」については、学校での対応を想定して作成されているため、保護者等への公開は予定しておりません。

次に、「いじめ対応ハンドブック」についてです。こちらのハンドブックは、本市のいじめ対応について、先生方が簡単に理解できるようにイラストやフロー図をふんだんに使用しています。先ほどご説明した「いじめの防止と発生した場合の対処 Q&A」が全 160 ページで、詳細事項まで対応できるのに対して、こちらの「いじめ対応ハンドブック」は全 16 ページとシンプルな内容となっており、先生方がいつでも本市のいじめ対応の概要について理解できるようになっています。また、先ほどご報告した新様式のいじめの対応記録等についての使用方法も当ハンドブックに詳細が書かれておりますので、併せて活用することができます。

法に基づいたいじめへの対応を確実に行うことができるように、2 つの資料を各学校に周知するとともに、今後のいじめ対応や研修等で活用してもらうよう依頼をさせていただきます。私からは、説明以上となります。

【鈴木委員長】

はい、ありがとうございます。それではただいまの説明についてご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。それではご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

充実した解説どうもありがとうございました。進行をしたいと思います。

議題の 2 に参ります。「令和 7 年度における各団体によるいじめ防止対策の取組」についてです。

第 2 回の本委員会において、小・中それぞれの校長先生方から各学校で行われているいじめ防止対策についてご紹介をいただきました。そこで、今回は、他団体に所属している委員の皆様からも、令和 7 年度の取組や課題について、ご報告いただきまして、委員同士で情報交換をお願いしたいと思います。

なお、ご報告いただく時には、特定の個人や団体が特定されないように、個人情報には注意してご報告をお願いできればと思います。

それでは、初めに、弁護士の大塚委員よろしくお願いいたします。

【大塚委員】

弁護士の大塚です。弁護士会多摩支部として取り組んでいる内容について簡単にご紹介させていただきます。

いじめ防止という観点から申し上げますと、子どもの権利に関する委員会、法教育に関する委員会というのがございます。各自治体からのご要望に応じて、小学生、中学生を対象として行っている他、いじめではないかもしれませんが、デート DV 予防の授業の提供もしております。

また、自治体での派遣事業としましては、私立学校を含めた各学校での学校調査、いじめ重大事態に関する調査、またスクールロイヤーとしての活動がございます。

あとは、このいじめ問題対策委員会への出席もですし、連絡協議会のようなものも法律上あったかと思うのですが、そういったところにほかの自治体でも、弁護士としては対応しています。

最近の報道でもありましたが、立川市では、4 月からいじめ監察課というものを作ることが決まりました。これは、寝屋川モデルになったものです。それについても、弁護士を 1 名、9 月から法務専門員として、法的な助言や、事実認定等をお手伝いすることも予定しております。

【鈴木委員長】

ありがとうございます。専門家の立場から多岐にわたって派遣等いただきありがとうございます。

それでは続けて参りたいと思います。

八王子市こども家庭総合センター坂口委員よろしく申し上げます。

【坂口委員】

こども家庭総合センターの坂口と申します。どうぞよろしく申し上げます。

私の方から参考に資料を持ってきたのですが、事務局の方お配りいただいてもよろしいでしょうか。

皆様に資料は行き渡りましたでしょうか。

八王子市こども家庭総合センターでは、子どもと家庭に対して、本当に色々な相談を受けているところではございます。また実情的には、児童虐待の通告といった対応がメインになりますが、今回のような、いじめのご相談もごく稀に入ります。

今お配りした「こどもあんしんカード」についてですが、以前から各学校に配布しております。今年度につきましては、新小学1年生と新中学1年生にお配りさせていただきました。発行枚数1万枚ほどで、各学校に、9,000枚ほどお配りしております。「こどもあんしんカード」を開いていただくと、中にはどんなことに困っているか等の記載がございます。例えば、いじめられている等の記載もございます。第三者からのご相談もできるように、後ろにQRコードと電話番号を書いて配布をさせていただいております。このカードを見て、連絡しましたということは、ほとんどないかなと思います。ただ、半年くらい前に、小さい子から電話がかかってきて、「お友達と喧嘩しちゃったんだけどどうしたらいいかな。」というような連絡が来まして、ようやく、これ作ってよかったなど感じる場合がございます。

ただ、このいじめの相談が、こども家庭総合センターに来るかどうかというのは、実情的には、まず学校の方でご対応されるほうが多いかなと思います。ですが、保護者の方から、自分の子どもが、いじめられているとか、いじめてしまっているというようなご相談も、本当に稀にですが、連絡が来ることがあります。対応については、こども家庭センターの専門職と一緒に話をお伺いし、学校さんにも、ご相談しながら対応をしているところでございます。

こども家庭総合センターからは以上となります。

【鈴木委員長】

はい。どうもありがとうございました。今のところ1件だということなんです。

【坂口委員】

私を知る限りですと、恐らくこのカードを見て、電話をかけてくれたのかなと思うのは、今年度は、1件、昨年度は、私を知る限りありませんでした。

地域の相談センターの番号については、虐待相談で連絡してきた方にはお伝えしているのですが、認知している方が一定数いると思います。一方で、子ども家庭総合センターの番号は、あまり知られていないので、この番号にかけてきたということは、子どもあんしんカードを見て、電話してくれたのかなと思います。

【鈴木委員長】

どうもありがとうございます。それでは続けたいと思います。
保護司会から後藤委員、よろしく願いいたします。

【後藤委員】

保護司会の後藤です。保護司会としては、特に、直接学校と関わっている方はいないので、いじめについて団体としての取組をお伝えするのは、難しいかなという感じではあります。

ただ、保護司会の中に、学校担当委員会がありまして、その委員会の人たちは、学校と関わりを持つ方々もいらっしゃいます。いじめについては、直接的な働きかけはしておりませんが、学校の現状がどのようになっているとか、不登校の問題とか、そういうことは、保護司会の理事会というか、役員会で、皆さんにお伝えしています。

今年度は、この学校担当委員会の研修会で、闇バイトについて、講師の方を呼んで勉強しました。慶應大学の学生が作った、「レイの失踪」というゲームがあり、それを作った方をお招きして、子どもたちが、どのようにネットを使っているか、ネットにはまっていくか、ということ、大人が少しでも理解することが大事だと思い、体験させていただきました。

今後も、保護司会としては、地域の一員として、子どもたちを見守っていく立場でありたいと思います。以上になります。

【鈴木委員長】

ちなみに、その慶應大学の生徒が作ったアプリは、ロールプレーのような形で進んでいくのですか？

【後藤委員】

そうです。実際に、携帯にゲームのアプリを入れていただいて、一緒に進行していくという感じです。去年の5月に、とある市内の中学校で、子どもたちが実際に体験したという話があったので、うちでもやってみようとなりました。

【鈴木委員長】

とても興味深いです。ありがとうございます。

それでは続きまして、小学校 PTA の三好委員、どうぞよろしくお願いいたします。

【三好委員】

小 P 連として、各校に特別な処置や対応が難しくなっているのが現状です。ですが、各校で起こった事象や、対応策、あとは、こちらで得た知識などは、小 P 連で共有しています。共有することで、保護者のいじめ対策に対する意識を高めて、個人では出にくい情報を広く伝える活動を行っています。

【鈴木委員長】

どうもありがとうございます。

続いて中 P 連の宮下委員、よろしくお願いいたします。

【宮下委員】

中 P 連の宮下です。いつも理事会等では、この出向についても、報告をしています。いじめの問題について、細かい内容は、踏み込めないところではありますが、この会議を通じて、見たこと、聞いたことを、自分の学校の運営委員会と PTA の役員の集まりなどで、直接話すというよりも、保護者の方々が、日頃どんなことを気にされているのかを共有する場をつくるようにしています。それが直接いじめに繋がらない内容であっても、「それって何か変だよね」、「あんまり心地良くないね」というような話を聞いた際には、いじめの種になることかもしれないと思うようにしています。こういう共有の場は、保護者会の後に機会を設けることで、保護者の方が抱えている不安や関心事を伺うようにしています。

また、気になる学校の事例があれば、学校の担任の先生や学年の先生、副校長先生に繋いで、「こういう話を聞いたので学校の中で様子見てください。」という声掛けもしています。

あと、ニュースで問題になるような、良くない動画をすぐに SNS に流してしまう事例があった直後だったので、そういうことを、いきなり不特定多数の人が見えるところに流すのではなくて、自分たちが所属している学校、部活など、近いところで、まず、「こういうことを聞いたんだけどおかしいよね。」と言って、八王子市にはこういう会があって、専門の弁護士の先生、精神科医の先生であるとか、色々な有識者の方たちが対応してくれる、もし大変なことになれば対応してくれる、そういうところがあるんだっていうことを伝えていくことが大切だと思います。やはり、このような機関があることを知らない人が多いので、学校単位だけじゃなくて、もっと上には、そのことについて、考えてくれる人がいるということ、今後も、折に触れて伝えていったほうがいいかなと感じました。やはり短絡的に SNS に投稿してしまうというのは、本人のためにも、やってしまった人のためにもよくないというお話を草の根で連絡しています。

【鈴木委員長】

どうもありがとうございます。三好委員、宮下委員は、保護者と児童・生徒との関わりで、我々の中で一番最前線というか、直接ご対応、ご尽力いただいて本当にありがとうございます。

それでは、公認心理師協会の高野副委員長よろしくお願ひいたします。

【高野副委員長】

高野です。子どもたちに一番身近な心理職というと、スクールカウンセラーですが、スクールカウンセラーの業務について、日本臨床心理士会の方が、3年かけて調査、毎年1冊ずつ報告書を出し、また、スクールカウンセラーの業務についてのガイドラインというのも作っております。

その中で、ご相談にお見えになる方のお話を傾聴するのは、一番基本ですが、それだけではなくて、未然防止の心理教育や、実際に、教室に足を運んで、子どもたちの状況を把握する等、アクティブに関わっていくことも示されております。その中には、いじめの予防というものも入っております。

一方で、基本的な仕事のガイドライン、方法についての、研修や方向性を示したりすることも行っておりますが、今かなり問題になっているのが、いじめの重大事態の第三者委員会に、心理職、心理の専門家として、委員を推薦して欲しいという申し入れが色々な自治体から来ています。ですが、第三者委員会に、委員として入りながら活動するということは、時間的にも、専門性の問題としても、難しいところではあります。先日は、日本公認心理師協会の方で、第三者委員会の心理職として、どのように関わっていくか、という研修会が行われました。私自身も、第三者委員会をいくつか経験させていただいておりますが、弁護士の先生方の他に、教育学ですとか、福祉の専門家の方々がいらっしゃる中で、やっぱり、心理職は、とても大きな部分になっておりますので、今後、専門職として、きちんと役割を果たしていくために、どのように資質を高めていくかというのは、これからの課題になっていくかなと思っています。

【鈴木委員長】

ありがとうございます。いわゆる専門職の中でも研修して、その精度を高めていくのですね。

【高野副委員長】

そうですね。重大事態が、令和6年度は、過去最多で1,405件になりました。その中で、すべて第三者委員会が立ち上がるわけではないですが、普段行っているカウンセリングとは、違う視点も必要で、あとは、聴き取りをする中で、私たちが、カウ

セリングとして、傾聴ではなくて、事実確認とかを、公正な、そして、客観的なデータを、いかにきちんと聴き取っていくかということが大切だと思います。そして、それを精査して、今、問題になっていることに、どう繋げていくかということを考えるために、やはり、そこに特化した研修が必要だと私は思っています。

【鈴木委員長】

どうもありがとうございました。今ご報告いただきましたけど、それぞれもう少し深く聞きたいとか、ご質問とかありましたら意見交換を少ししてみようと思います。もし何かありましたらお願いいたします。

【高野副委員長】

さらに、加えると、第三者委員会を立ち上げて欲しいと申し出られる方の中には、利害関係のない心理職をお願いするという依頼があります。例えば、県外の人とかですね、非常に条件が厳しい場合があって、推薦を依頼された、県の公認心理師協会ですとか、臨床心理士会も、なかなか依頼できる心理職が見当たらないという問題もあり、同じ県内でも利害関係が全くないということを、非常に丁寧に申立者の方にご説明して、わかっていただくというようなこともございます。そういった点でも、委員の選定というのが非常に難しいなと思います。

【鈴木委員長】

ありがとうございます。他に委員の方、いかがでしょうか。よろしいですか。

大変貴重なご報告をいただきありがとうございました。対策もそうですし、それから未然に防いでいこうということで、それぞれのご担当でご尽力いただいていることがすごくよくわかりました。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、以上で公開の案件は終わりますが、最後に委員の皆様から何かありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。では以上で公開案件を終わります。